

性同一性障害とは —診療を通して見えてきたもの—

こう 康 じゅん 純 (大阪医科大学)



「性同一性障害」2つの異なる性のはざままで

性同一性障害について理解するには、まず性とは何なのかを考える必要がある。性には「生物学的な性」と「心理・社会的な性」があり、この2つは異なるものとされている。

「生物学的な性」とは、身体の形状、染色体、ホルモン検査などで示される性別である。一方、「心理・社会的な性」には、自分自身がどちらの性に属していると考えているかという「性自認」、社会における役割を示す「性役割」、性愛の対象を示す「性指向性」が含まれる。性同一性障害は、この「生物学的な性」と「性自認」が異なる状態である。

生物学的にどちらの性に属しているかは性染色体を調べたり、性器を診察したりすることで決定できる。しかし、その人がどちらの性に属しているか医学的に証明することはできない。性同一性障害であるかどうかは、本人がどちらの性に属しているか確信しているかを、時間をかけて慎重に判断することになる。

解明されていない原因

なぜ性同一性障害という状態が存在するのかについては、まだはっきりした原因はわかっていない。しかし母親の胎内での、性別の分化の仕方に原因があるといわれている。胎内での性分化の様子を見て

みると、受精後7週目ごろまでは、性別はまだ未分化で、その後8週目ごろから、性器など身体の性分化が始まる。そして自分自身が男性か女性かを認識する脳の性分化は、身体の性分化より遅れて20週目以降に始まるといわれている。身体と脳の性の分化する時期に差があるため、性同一性障害の人たちは、何らかの原因で脳の性分化が身体の性とは逆の性に進んだと考えられている。

当事者の苦悩

性同一性障害の症状として、自分の身体の性とは反対の性に対して強くひかれ、職場や学校で反対の性として行動し、言葉遣いや身のこなし、しぐさも反対の性のようにふるまうことなどがあげられる。また、身体の性が男性の場合、性器や体毛を強く嫌ったり、女性の場合、乳房のふくらみを隠したりするように、自分の体の性に強い嫌悪感を感じる。

心理的には、性同一性障害の人たちは幼いころから、自分はおかしいのではないかと自身を責め悩み、まわりに打ち明けられない、また、打ち明けても理解してもらえない状態が長く続いていることが多い。自らの性がゆらいでいる上に、いじめなどで社会的に阻害され、人間としての存在にさえも自信が持てず悩んでいる人が多い。

心に体を合わせる治療を

現在の治療は、心に体を合わせようというのが基本的な方針である。日本精神神経学会が定めたガイドラインに沿って、本人の意思により段階的に進むことになる。

精神科医や臨床心理士が精神的な苦痛を和らげ、動揺を抑えるよう支援するとともに、いずれの性で

どのような生活を送るのがふさわしいかを自分で考え、選択してもらう治療の第一段階。そして、精神的支援や望む性で生活していけるかの検討を本人と続けながら、ホルモンによって身体を望む性別に近づける第二段階の治療を行う。それでもなお身体に対する違和感が持続する場合には第三段階として、性器に対する手術（性別再適合手術）を行う。

性同一性障害の診療を通して

未だ日本の社会では、性同一性障害に対する知識や理解が少ないこともあり、患者は、差別や偏見に苦しんでいる。性別にこだわる必要のない場でさえ、男性か女性かと問われることが多くある。

例えば、身分証明としても使われることの多い運転免許証には性別記載欄はない。本人を確認するためには、顔写真と氏名が記載されていれば問題がない場合が多い。しかし、印鑑証明をはじめ多くの書

類の書式には性別の記載を必要としている。

日常生活のさまざまな局面で、男性または女性としての役割が求められ、絶えず自分の性別を意識し、悩み続けている性同一性障害の人たちにとって、必ずしも必要とはいえ性別欄を記入することは時として耐えられない気持ちをいさぐとすることがある。自分自身の症状について悩み、社会的な差別や偏見に思い悩んでいるうえに、性別にこだわる日本の社会にも苦しんでいる姿が日々の診療を通して見えてくる。

社会の一人ひとりが、多様な性のあり方を知り、お互いを個人として受け入れることができ、性同一性障害の人たちの苦しく不愉快な思いを受けとめることによって、社会のシステムを修正していくことができれば、性同一性障害の人が今そこに感じている苦痛を少しでも緩和することができるであろう。そのために理解を深める手助けができればと感じている。

用語解説

【「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」】

【経緯】

現代では、医療技術の進歩により、ホルモン投与や手術などで、性同一性障害当事者の精神的な苦痛を軽減することが可能となってきました。

しかし、戸籍上の性別が出生時の性別のままなので、社会生活をおくるうえで支障があったり、偏見から様々な差別を受けることもありました。

そのため、「性同一性障害」の当事者団体などが中心となって、裁判所に性別記載の変更を求める訴えが幾度も起こされました。

2000年には、「性同一性障害」に関する国会議員の勉強会が発足、2003年7月10日の衆議院本会議にて全会一致で可決、成立しました。

これにより、専門的な知識を有する医師2人以上によって「性同一性障害」の診断を受けている人は、以下の条件をすべて満たし、家庭裁判所の審判が通れば、戸籍の性を変えられるようになります。

【条件】

- ①20歳以上

- ②現在結婚していないこと

- ③子どもがいない

- ④生殖腺がないか、生殖機能が不能な状態である

- ⑤外性器が、移行する性別に近似した外観を持つ

この法律は3年をめぐり、社会的環境の変化に応じて見直すことになっています。

【カミングアウト】

自分が、社会一般に誤解や偏見を受けている少数派の主義・立場であることを公表することをいいます。

「カミングアウト」するためには、自分を肯定し、自分に自信を持ち、差別や偏見にも立ち向って生きていく決意と周囲の支えが不可欠になります。

単に「秘密の告白」をすることではなく、お互いの違いをしっかりと認識した上で、関係性を作り直し、新しい生き方を作ることなのです。

しかし、「カミングアウト」することによるリスクと自分の内面との微妙なバランスなどを考えた場合、状況によっては、あえて「カミングアウト」しないという選択肢もあります。